

# 新型コロナウイルス感染症における感染防止対策指針

## 〈感染防止の基本的対応〉

①身体的距離の確保（3密を避ける）、マスクの着用、手洗い、消毒及び部屋の換気は公私問わず徹底する。

### ※マスクを外す際の注意事項

就業中のマスクの着用は原則であるが、食事（休憩）時間等やむを得ずマスクを外す際は、休憩時間を分ける、または身体的距離（2m以上）取れない場所での複数人での休憩は避ける。もしくは対面での座席配置はやめる等の措置を講ずる。

なお、マスクなしでの会話は避ける。

②毎日、検温など健康観察を十分に行い体調管理に留意する。また出勤時には体温、健康状態の確認表に記入を行う。

③私生活においても人ごみは避け、接待などを伴う飲食店などクラスターが発生する可能性がある場所への訪問は避ける。

## ④職員の外出について

- ・職員は県外または発症多発地域への外出は自粛する。
- ・やむを得ず県外等へ外出する場合は、事前に所属課長（代理）に相談し就業規制の必要性等の協議を行う。

また、協議の結果就業規制の対象でないと判断されたケースの場合は、県外等への外出後の出勤は以下の出勤可能要件を満たせば可能とする。

### （出勤を可能とする要件）

所属課長は外出等の後14日間を上限として当該職員の健康状態（毎朝の検温、呼吸器症状、その他体調チェック）を確認する（積極的観察 ※別紙1参照）。就業中はマスクの着用を行い利用者及び職員との濃厚接触を避け、感染防止対策を徹底するとともに、発熱等の症状が現れた場合は速やかに所属課長（代理）に報告し産業医または保健所にも相談する。

### （外出、外出先での基本感染対策）

外出先では用件のみを済ませ、マスクの着用や手洗い消毒等基本的感染予防策を徹底し、人ごみを避け、飲食店などクラスターの発生する可能性がある場所へは立ち入らないなど慎重な行動をとること。

#### ⑤同居家族の外出及び別居家族等の帰省（受け入れ）について

- ・同居家族の県外や感染拡大地域への往来、または別居家族や親せき等の帰省（受け入れ）については自粛する。
- ・やむを得ず同居家族の県外への外出や別居家族等の帰省（受け入れ）がある場合は、所属課長（代理）に事前に相談し就業規制の必要性等の協議を行う。また協議の結果、就業規制の対象でないと判断されたケースの場合は、県外等への往来、帰省等があった後の出勤は以下の出勤可能要件を満たせば可能とする。

##### （出勤を可能とする要件）

マスクの着用を行い利用者及び職員との濃厚接触を避け、感染防止対策を徹底する

##### （同居または別居家族の県外などへの往来や帰省等を受け入れる場合の基本的感染対策）

同居または別居家族の県外などへの往来や、帰省等を受け入れる場合は、事前に発熱などの症状がないことを確認し、往来、帰省後も健康チェックを行う。また、帰省後最低7日間は家庭内でもマスクの着用や手洗い、共用部分の消毒等の予防措置や食事を別にするなど3密とならない等の措置を講ずる。

#### ※④⑤の就業制限について

やむを得ず自身が県外等に外出したり家族等の帰省があった場合は、事前に各課課長（代理）等と個々のケースを鑑み就業規制等について協議を行ない、就業規制が必要と判断された場合は、帰宅後（受け入れ後）14日間を上限として自宅等に隔離待機とする。（待機日数は個別の状況を鑑み協議において決定する）なお、待機期間中に発熱等の症状が現れた場合は、速やかに所属課長（代理）に相談し、待機期間延長等の検討を行うとともに産業医または保健所に相談をする。

なお、ワクチン接種の有無を加味した判断基準は次表のとおりとする。

注：○以下の判断基準表において対応の範囲を超えた事例については本基準を参考にしながら各課管理者を中心に協議を行い自宅待機期間等対応策を決定する。

○なお本基準については全国または地域の発症状況により適宜改定を行うこととし、また、各課（事業所）の特性や事情に応じ柔軟に運用できるものとする

## 新型コロナウイルス職員自宅待機期間判断基準

※当事者が過去2週間に風邪の様な症状等、体調不良がないことが前提

ケース	当事者等のワクチン接種の有無	自宅待機期間等
職員が緊急事態宣言地域または蔓延防止等重点措置区域に訪問した場合	ワクチン <u>未接種者</u> の場合	14～10日間の自宅待機 (帰宅後5日目に抗原検査を実施し陰性を確認) ※状況を勘案し期間を検討
	職員及び訪問先での接触者の双方または、 <u>どちらかがワクチン接種済みの場合</u>	4日間の自宅待機 出勤当日(5日目)に検査実施し陰性の確認後出勤可能とする
職員が緊急事態宣言地域または蔓延防止等重点措置区域 <u>以外</u> の都道府県に訪問した場合	ワクチン <u>未接種</u> の場合	帰宅後 <u>抗原検査</u> による陰性の確認後出勤可能とする 10日間の健康チェックを実施
	ワクチン <u>接種済み</u> の場合	即日出勤可能(訪問先の状況や滞在中の行動を鑑み抗原検査を実施) 10日間の健康チェックを実施
職員の家族・友人等が緊急事態宣言地域または蔓延防止等重点措置区域から <u>自宅に帰省・来訪等があった場合</u>	職員がワクチン <u>未接種者</u> の場合	帰省、来訪の <u>当日</u> に来訪者等の抗原検査を行った上で4日間の自宅待機 5日目に職員本人が抗原検査を実施し陰性の確認後出勤可能とする
	来訪者等又は職員いずれかがワクチン <u>接種済み</u> の場合	帰省、来訪の <u>当日</u> に来訪者等の抗原検査を行い、 <u>陰性が確認できれば出勤可能とする</u> 。また来訪日から5日目に職員本人の抗原検査を実施
	<u>双方とも接種済み</u> の場合	出勤当日抗原検査を実施の上出勤可能
職員の家族・友人等が緊急事態宣言地域または蔓延防止等重点措置区域 <u>以外</u> の都道府県から <u>自宅に帰省・来訪等があった場合</u>	職員及び来訪者双方がワクチン <u>未接種</u> の場合	来訪者等が帰宅後に職員が <u>抗原検査</u> により陰性の確認後出勤可能とする 10日間の体調チェック
	来訪者等又は職員いずれかがワクチン <u>接種済み</u> の場合	即日出勤可能 出勤当日抗原検査実施
	<u>双方とも接種済み</u> の場合	即日出勤可能
PCR検査またはランプ法による検査を実施する場合		
上記自宅待機期間が <u>4日を超えるケース</u> においてPCR検査またはランプ法による検査(起点日から5日後)の実施により陰性が確認できた場合は即日出勤可能とする。		

※抗原検査は看護師が行うのが望ましいが状況によりセルフチェックも可能とする。

## ※報告書について

感染症に係る報告書は、隔離待機（自宅待機）を伴うケースについて法人各課に提出する。

## 〈職員又は同居家族等が感染した場合や濃厚接触があった場合等の対応〉

### 「濃厚接触者の定義」

- ・感染者と同居、長時間の接触
- ・感染防護具なしに利用者の介護、看護、診察した者
- ・感染者とマスクなどの感染防護なく手で触れることのできる距離（1メートル以内）で一定時間（15分以上）の接触があった場合
- ・感染者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い場合

### ○職員自身が感染した場合、または感染が疑われる場合

- ・保健所の指導を仰ぎ必要な処置を講じる。
- ・感染が判明した場合は原則指定医療機関に入院となる。また感染が疑われる場合は検査結果を待たずに隔離待機とする。
- ・対象職員のこれまでの行動把握を行うなど利用者職員問わず保健所の指導のもと濃厚接触者を特定する。また管内の消毒を徹底する。
- ・デイサービス及びショートを受け入れは中止。

### ○職員の家族が感染者の濃厚接触者であった場合

- ・保健所の指導を仰ぎ必要な処置を講じる。
- ・感染者の濃厚接触者は PCR 検査を受けることとなるため検査結果が出るまで対象職員は自宅待機とする。
- ・デイサービス及びショートを受け入れは中止。

### ○職員の家族が濃厚接触者と濃厚接触があった場合

- ・濃厚接触者の PCR 検査の結果が出るまで隔離待機とし、陽性であれば前項と同じ対応となる。

〈デイサービスまたはショート利用者の自宅に県外から身内や知り合い等の帰省や訪問があった場合、または自宅が宿泊業や飲食業を経営の場合の対応

（居宅介護支援課や北部包括の職員が自宅訪問する場合も含む）

## ○デイサービス・ショートステイ利用制限基準

※当事者が過去2週間に風邪の様な症状等、体調不良がないことが前提

ケース	当事者等のワクチン接種の有無	利用制限等
利用者の家族・友人等が緊急事態宣言地域または蔓延防止等重点措置区域から利用者宅に帰省・来訪等があった場合	利用者及び来訪者等双方がワクチン未接種者の場合	14～10日間の利用制限 ※状況を勘案し期間を検討
	利用者または来訪者の双方また、どちらかがワクチン接種済みの場合	利用前日または当日抗原検査により陰性確認を条件に利用可能
利用者の家族・友人等が緊急事態宣言地域または蔓延防止等重点措置区域以外の都道府県から利用者宅に帰省・来訪等があった場合	ワクチン接種の有無を問わず利用可能 (事前の体調チェックは入念に行う) ※来訪者等の地元の状況や滞在中の行動等を鑑み事前の抗原検査を実施	

### 参考

令和3年2月8日厚生労働省事務連絡より

「感染が拡大している地域の家族等との接触があり新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービスの提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由には該当しない」との見解があり、利用者本人の高熱などの症状や家族が感染者または濃厚接触者であることが判明しているなどの理由等でない限り過剰な利用制限をしてはならないとされています。

○自宅が宿泊業や飲食業などを営んでいる場合

・営業状況等により個別に判断し対応をとる。

○居宅介護支援課や北部包括の職員が自宅訪問する場合

・身体的距離を確保した上で、家には上がりず短時間の訪問とする。なお、担当者会議も同様の措置とする。  
※(本文中の職員とはシルバー人材センター会員を含む)

### 附則

・本指針の改定等

令和2年7月施行

令和3年10月改定

令和2年9月改定

令和3年1月改定

令和3年5月改定

令和3年7月改定

(別紙 1)

【 体調チェック 報告書 】

周厚会 感染予防委員会

令和 年 月 日～ 月 日 所属課 氏名

指定期間体調チェックを行い、異常があれば上司に報告してください

症状がない ⇒ ✓

症状がある ⇒ ○

報告日	体温		鼻水	咳	呼吸苦	下痢	嘔吐	全身 倦怠感	味覚 嗅覚異常	その他の 症状	不特定多数と接する場所への出 入り(場所と時間帯を記入)
	午前	午後									
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											

課長・課長代理	主任	係

## 新型コロナウイルス感染小康期における 感染予防対策の注意事項

10月に入り全国的に感染者数が小康状態となり緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置地域がゼロになっています。しかし専門家によると、次の第6波は年末から始まり2月中旬にピークを迎え、規模においても第5波より大きくなるとの予測もあります。

現在、長野県のワクチン接種率は約7割を超え、人々の気持ちも緩みがちになりやすい状況ですが、この時期の過ごし方が第6波を最小限に留めるためのカギとなってゆきます。

従って職員の皆さまにつきましては、現在の小康期にあっても引き続き気を緩めることのないよう、一層の感染予防に努めていただくお願いいたします。特に外食や外出時等については、福祉施設職員としての自制心とモラルをもって感染予防に十分な配慮をしてください。

### 1 基本的予防対策（新型コロナが終息したとしても行うべきこと）

- ・「飛沫感染」、「エアロゾル感染」、「接触感染」を意識し、基本的な感染防止対策をより厳格に
- ・ 屋内及び人との会話時は、マスクを正しく着用
- ・ マスクをしていても人との距離は最低1メートルを確保
- ・ 屋内や車内は十分に換気
- ・ 人と同じものを触ることを避け、適切なタイミングで正しく手洗い・手指消毒

### 2 就業規制（自宅待機や抗原検査）について

- ・ 自宅待機期間や抗原検査の適否は従来通り「新型コロナウイルス感染症における感染防止対策指針」を基準として、各課において個別固有の状況（外出や外食先の感染状況、感染対策状況、3蜜の度合、期間等）を鑑み協議により決定してください。

### 3 デイサービス、ショートステイの利用者の対応について

- ・ 従来通り「新型コロナウイルス感染症における感染防止対策指針」を基準として各課ごと状況に合わせて対応してください。